

MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine_navi/)

日本と世界の EPA・FTA の現状について

2019年2月1日、日本とEU間で締結されたEPA（経済連携協定）が発効され、日本でも大きな話題となりました。同EPAには日本とEUの間で、チーズ・ワインの輸入や自動車部品の輸出における関税の撤廃・削減、投資やサービスの拡充などが盛り込まれており、これからの日EU間貿易と連携の発展に資することが見込まれています。かつて、自由貿易を推進していた米国や英国が、近年は保護貿易主義的に傾くなかで、日EU EPA の発効は世界GDPの約3割を占める自由貿易圏を生み出したとして世界中で今後の動向が注目されています。

2018年末にはCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）も発効され、2019年は日本と世界との貿易、経済協力の活発化が期待される年となりそうです。本稿では、日本が取り組んでいるEPA、FTA（自由貿易協定）などの現状を紹介いたします。

1. FTA (Free Trade Agreement) と EPA (Economic Partnership Agreement)

FTAは関税の撤廃や削減を定め、貿易をよりスムーズに行えるようにすることを目的とし、自由貿易協定と呼ばれます。EPAは関税だけでなく知的財産の保護、投資ルールの整備、人的交流の拡大、その他さまざまな分野での協力なども定め、経済活動の連携を目的とし、経済連携協定と呼ばれます。これまで、日本はシンガポール、メキシコ、マレーシアなど、直近の日EU EPAまで含めて17ヶ国・地域とEPAを締結してきました。他にも、CPTPPやRCEP（東アジア地域包括的経済連携）のように複数国とのEPAなどにも取り組んでおり、今後も増えていく見込みです。

2. 日EU EPA の発効と英国のEU 離脱の影響

2017年7月6日、ブリュッセルで開催された首脳会談における大枠合意を経て、2019年2月1日に日EU EPAは発効されました。現在、英国はEUの離脱に向けて協議を続けていますが、英国-EU間で離脱に関する合意がなされなかった場合、2019年3月30日（現地時間29日）をもって英国はEUから離脱することとなり、同時に日EU EPAの適用からも外れます。しかし、合意がなされれば、2020年12月31日までの移行期間中は、日英貿易に対して日EU EPAが適用となります。実際に英国がどのような形でEUを離脱をするのかは不透明ですが、現時点で想定される2019年3月30日以降のEPA適用方法は下表の通りです。

| | |
|---|--|
| 合意なき離脱（No Deal）をした場合 （移行期間が設けられない場合） | 2019年3月30日以降、日英の輸出入品は日EU EPAに基づく税率適用対象から外れ、実行最恵国税率（*）が適用となります。 |
| EUとの合意に基づいて離脱した場合 （移行期間が設けられる場合） | 2019年3月30日～2020年12月31日までの移行期間中、日英の輸出入品は日EU EPAに基づく税率適用対象となります。 |

（*）輸入国（日本もしくは英国）における国定税率とWTO協定税率のいずれか低い方

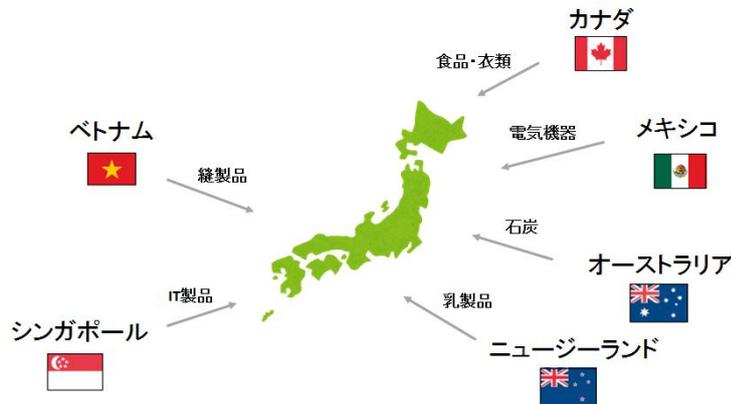
3. CPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

CPTPPとはTPP（環太平洋パートナーシップ）からアメリカが離脱した後に残った11ヶ国間で、2018年3月8日に署名された、日本が現在参加するEPAの中では最大規模の協定です。CPTPP発効には最低6ヶ国の国内承認手続と事務局（ニュージーランド）への通知が必要でしたが、2018年10月31日に、オーストラリアが手続を完了させたことにより、同日より60日後である2018年12月30日に発効されました。

CPTPPはTPPで決定されていた関税の削減・撤廃などを主に引き継ぎ、様々な関税撤廃・削減を段階的に行っていきます（図1参照）。一方、段階的な削減のため、年によっては既に個別にEPA

を締結している国との関税率の方が CPTPP の関税率よりも低い品目があります。このような場合はより低い方の関税率が適用となります。

下図（図 2）のオーストラリアからの輸入冷凍牛肉の例では、1 年目は日豪 EPA の関税率 (26.9%) が、2 年目以降は CPTPP 関税率 (26.6%) が適用され、最終的には 16 年かけて 9%まで削減されます。



**図 1 : 日本を起点とした場合の
関税削減・撤廃対象の主な商品**

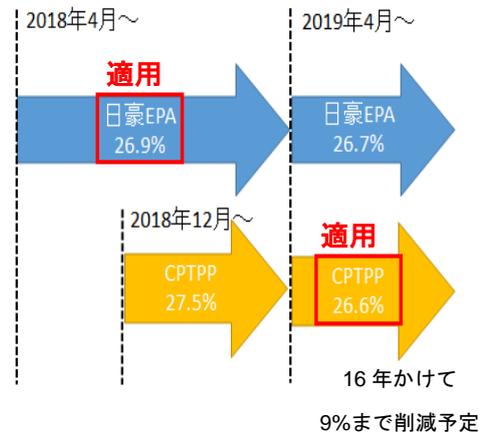


図 2 : 日豪 EPA×CPTPP の適用

4. RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership)

RCEP は ASEAN 加盟 10 ヶ国と、ASEAN と FTA を結んでいる日本を含んだ 6 ヶ国（オーストラリア、中国、インド、日本、韓国、ニュージーランド）に関する現在協議中の貿易協定です。同貿易協定は ASEAN 加盟国と 6 ヶ国がそれぞれ FTA を結んでいます。発効した場合、締結国が重複していることから先述の日豪 EPA と CPTPP の例と同じような関税の適用方法となることが予想されます。直近で 2019 年 3 月 2 日にカンボジアにて第 7 回中間閣僚会合が開催されており、同 EPA の詳細は協議中のため、今後の動きに注目していきたいところです。

<参考文献一覧>

外務省 HP

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

財務省関税局「TPP11 協定(CPTPP)の概要(税率差等)」資料

http://www.customs.go.jp/news/news/j-eu-epa_exp/TPP_Siryoku.pdf

財務省関税局「英国のEU離脱後における日EU・EPAの適用について」

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement.htm>

以上